

一般社団法人日本商環境デザイン協会 関東支部
支部会員規程

制定 平成 27 年 12 月 14 日

改訂 令和 3 年 12 月 24 日

(目的)

一般社団法人日本商環境デザイン協会（以下「本協会」という）が規定する正会員の資格条件に満たない者を対象に本規程で定める関東支部・支部会員（以下「本支部会員」という）の資格条件に適するものを本支部会員に迎え入れることにより関東支部（以下「本支部」という）、更に本協会の活動を向上させることを目的とする。

(種別・資格条件)

本支部会員は、次の 2 種とし下記の資格条件を有する個人とする。

(1) 一般会員

(イ) 商環境デザインに関する業務に従事する 35 歳以下の個人。

36 歳になった年度末をもって退会とする。希望すれば定款第 6 条に定める正会員入会の手続きを行うことができる。

(ロ) 商環境デザインに関する業務に従事しない個人。

(2) 学生会員 商環境デザインに関する学業に就いている学生。

卒業年度末をもって退会とする。希望すれば本規程に定める一般会員（イ）入会の手続きを行うことができる。

(入会手続)

本支部会員として入会しようとする者は、正会員 1 名の推薦を受け本支部指定様式の入会申込書を関東支部長（以下「本支部長」という）に申し込み、承認を受けなければならない。

(会費)

会費は以下の通り。その年度の会費の一括納入により会員資格が発効となる。

(1) 一般会員 ￥10,000

(2) 学生会員 ￥ 5,000

(初年度の会費)

入会年度の会費は、入会受理の期日が、4、5、6 月の場合は年会費を、7、8、9 月の場合は年会費の 3/4 を、10、11、12 月の場合は年会費の 1/2 を、1、2、3 月の場合は年会費の 1/4 を納入する。

(権利)

本協会の事業への参加は原則すべて認められるが、本部委員会の委員にはなれない。本部からのサービス提供は行わない。サービスはすべて本支部から行う。

(任意退会)

本支部会員は任意の退会届を本支部長に提出して任意にいつでも退会することができる。

(資格喪失)

本支部会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 督促の期限を超過して会費の支払い義務が履行されなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

(除名)

本支部会員が次のいずれかに該当する場合には、関東支部正副支部長会議（以下「本正副支部長会議」という）にて決議、除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の場合、その本支部会員に対し、本正副支部長会議の一週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、本正副支部長会議において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前項により除名が決議されたときは、その本支部会員に対し、通知するものとする。

(資格の喪失に伴う権利及び義務)

本支部会員が前々条（資格喪失）の規定によりその資格を喪失したときは、本支部に対する本支部会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。本支部は、本支部会員が資格喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。